

4. 6 再生建築用資材（断熱材）

① 評価対象資材

再生資源を含有した断熱材を対象とする。
ただし、繊維板（インシュレーションボード）については「再生建築用資材（木質系）」で対象とする。

② 品質・性能

以下のいずれかの基準に適合すること。

J I S	A	9 5 0 4	人造鉱物繊維保温材
J I S	A	9 5 1 1	発泡プラスチック保温材
J I S	A	9 5 2 3	吹込み用繊維質断熱材
J I S	A	9 5 2 6	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム
J I S	A	9 5 2 1	建築用断熱材

③再生資源の含有率

再生資源の含有率は、以下の基準のいずれかに適合していること。

グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること。

ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること。

その他：セルローズファイバーを除く再生資源を10%以上含有していること。

ただし、環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合等には、この含有率以外であっても構わない。

④環境に対する安全性

- 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- 製品または原料（再生資源）において、環境基本法第16条による「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の基準を適合すること。
- フロン類（CFC, HCFC, HFC, PFC）を使用していないこと。

⑤品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織、社内規格、材料の供給体制、品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

⑥環境負荷

- 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。
- 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表1に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表1 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時，施工時において，有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において，著しい環境負荷は生じない。

令和 元年 1 1 月 7 日 一部改正

令和 8 年 1 月 2 7 日 一部改正